

## 新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン

### 1. 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント等の実施に関して、イベント主催者等において、参加者に対して感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の徹底により一人一人が対策を行うことを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とします。

### 2. 適用期間

令和2年5月21日から適用します。

※ 県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとします。

### 3. 対象

本ガイドラインの対象となるイベント等とは、県内で開催される公演・式典(各種講演会、説明会、各種会議、行政主催イベント等)や展示会・商談会、音楽(クラシック・ロック等)、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、祭り、披露宴及びスポーツイベントなど、人の集まる空間で行われる催物等を指す。

### 4. 主催者等に求めること

県内でイベントを企画する主催者及び運営者(以下、「主催者等」という。)は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」に基づきイベントを実施することとし、その他、本ガイドライン、及び「1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について(令和3年9月28日付け事務連絡：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)」(以下、「国事務連絡」という。)を参考としてください。

### 5. 開催規模

11月1日以降に実施するイベントの開催規模は、次のとおりとします。

実際の開催にあたっては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断した上で、実施してください。

また、感染状況の悪化等により、イベント開催日において、現時点より厳しい要請の内容となる場合があることにご留意ください。(その際、事前相談のとおり開催いただけない可能性があります。)

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり	収容定員の半分まで可		

- ※ 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。
  - ・ 大声なし → 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。
  - ・ 大声あり → 十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。
- ※ 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。
- ※ 100%の要件はマスク常時着用、大声を出さないことが前提で、基本的な感染防止については国事務連絡別紙2を参考とする。
- ※ 大声での歓声、声援等が想定される場合、異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※ イベントの人数規模については、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に集まる人数をもって判断する。

## 6. 開催中止、又は延期等

### (1) 5(1)～(2)について

本ガイドライン等に基づく感染防止対策を十分に講じることができない場合は、開催中止、又は延期等を慎重に検討してください。

### (2) 参加者の把握が困難な場合

参加者の把握が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。実施する場合には、十分な人と人との間隔（1m）の確保及び当該間隔の維持、密集の回避、飲食制限、大声禁止、催物前後の行動管理、連絡先の把握等の担保が困難な場合は、開催について慎重に検討してください。

### (3) イベントでクラスター等が発生した場合

主催者等は、イベントでクラスター等が発生した場合、業種別ガイドライン及び本ガイドライン等の遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてイベントの無観客化、中止又は延期等を検討してください。

また、主催者は、会場で陽性者が確認された場合、県（当該イベントや主催団体を所管する部局）へ報告すること。

## 7. 緊急事態宣言等の対象地域からの参加

国の緊急事態宣言が発令されている地域には、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、不要不急の外出・移動の自粛が要請されています。また、まん延防止等重点措置区域の住民についても、不要不急の外出・移動の自粛を働きかけるものとされているため、これらの地域からの参加者については、慎重な検討を促すこと。

なお、各種会議や商談会、展示会など業務上のイベントや冠婚葬祭は不要不急に該当しません。

## 8. 事前相談

民間等の主催でイベントを実施する場合には、別添「催物の開催に係る事前相談」のフローチャートに基づく対応を行うこと。

また、1,000人を超える大規模イベントや、全国的・広域的な移動を伴うイベント

については、別添のフローチャートから導き出される資料を準備し、開催2週間前までに県(当該イベントや主催団体を所管する部局)に事前相談を行ってください。

※ 大規模イベント(1,000人超)とは、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に1,000人を超える人が集まる人数をもって判断する

## 9. 感染対策

主催者等は、イベントの開催にあたって屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を行ってください。

### (1) 主催者等の事前実施事項

#### ① 開催会場の選定

開催場所は、沖縄県『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』等を遵守している施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避けること。

#### ② 接触確認アプリ等の活用

イベント通知やチラシ、アプリのQRコードを入口で掲示する等により、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」や「RICCA」の活用を促すこと。

※「COCOA」とは、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症対策用のアプリで、陽性者と濃厚接触があった可能性について通知する機能があります。

※「RICCA」とは沖縄県公式LINEアカウントを活用した新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立サポートを目的としたツールであり、陽性者と同じ時間帯に同じ場所にいた可能性について通知し、健康観察の徹底等の注意喚起を促す機能があります。

\* 「RICCA」利用者が専用QRコードを読み取ることにより、読み取った履歴を記録します。

\* イベントで陽性者が確認された場合、県は、事実関係を確認したうえで、必要に応じて当該イベントQRコードを読み取った参加者に対し、「RICCA」により接触可能性のお知らせを行います。

\* 本人の同意なく、氏名や連絡先等の個人が特定される情報を収集することはありません。

#### ③ 参加者の把握

イベント参加者の入場にあたって主催者は、「RICCA」を活用することにより、参加者を把握できる体制をとること。また、チラシ、WEB、SNS等のイベント告知媒体に「RICCA登録用QRコード」を掲載し、来場前に登録することを促すとともに、当日会場入口にて「RICCA来場記録用QRコード」の読み取りが必要であることを案内すること。

なお、「RICCA」を使用していない来場者のため、事前申込時及び来場時に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス等)を把握できるような体制をとること。

※ 参考例「健康状態申告書(例)」等に基づき事前把握すること。

#### ④ 参加者への事前連絡事項

参加者に対しては、マスクを着用した上での来場やマスクがない場合の入場制限等について事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促すこと。併せて、外出自粛要請等が発令されている地域からの参加者には慎重な検討を促すこと。

#### ⑤ 入場制限

主催者は、参加者の制限に関する規定をイベント開催前に策定し、入場時の検温

実施や発熱者・有症状者の入場制限に関するルールを明確にするとともに、当該規定を周知すること。

⑥ 払い戻し措置等の規定

有症状者が参加しないように、事前にチケットの払い戻し措置等を規定する。ただし、払い戻し不要のルールを明確に規定し、当該規定を十分に周知している場合は、払い戻しは不要にできるものとする。

(2) イベント時の参加者への依頼事項

- ① マスクの着用
- ② こまめな手洗いの励行
- ③ 出入口、トイレ等での手指消毒の徹底
- ④ 身体的距離を確保した上での行動
- ⑤ 劇場・ホール等での食事の自粛
- ⑥ 催物前後の行動注意(交通機関・飲食店利用時の三密の抑止行動)
- ⑦ 接触確認アプリの活用  
(会場内「RICCA」来場記録用QRコードの読み取り含む)
- ⑧ ワクチン接種、または事前のPCR検査での陰性確認への協力

(3) 主催者等の実施事項

① マスク着用の担保

マスクを持参していない者がいた場合は、入場を制限するか、主催者側でマスクを販売するなどの対策を取り、着用率100%を担保すること。

② 入場制限等

8 (1) ⑤「入場制限」及び8 (1) ⑥「払い戻し措置」に記載のとおり、主催者は、有症状者の入場を制限するものとする。

③ 消毒・手洗いの徹底

共有物の管理又は施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。また、こまめな手洗いをを行うこと。

④ 換気の徹底

換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施すること。微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため、定期的に外気を取り入れる換気を行うこと。

⑤ 身体的距離を確保した誘導

人を密集させない環境(1m)の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定や人員の配置等による動線の確保などを行うこと。

⑥ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

混雑時でも身体的距離を確保した誘導を行うため、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫すること。

⑦ 声援への対応

歓声・声援等がないことを前提としたイベントでは、大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える案内、BGMの音量制限等)を行うこと。

歓声・声援が想定されるイベントでは、隣席との身体的距離を確保すること。

⑧ 大声の抑止

大声を出す者がいた場合、人員の配置により個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

スポーツイベント等では、指笛やラッパ等の飛沫感染リスクのある鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

⑨ 出演者の発声等への対応

出演者の発声等を伴うイベントにあっては、客席と出演者との間に十分な距離（舞台から観客の間隔を2m確保）をとること。

⑩ 演者の行動管理

有症状者は出演・練習を控えること。演者・選手等と観客が催物前後や休憩時間等に接触しないような措置を確実にとる。接触が防止できない恐れがあるイベントについては開催を見合わせる。なお合唱等、声を発出する演者間での感染リスクにも十分注意すること。

⑪ 座席の間隔

異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくてもよい。

⑫ 飲食の制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、の条件を全て満たす場合に限り、飲食は可能)。

⑬ 人数制限の実施

休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止対策を取ること。また、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。

⑭ 催物前後の行動管理

イベントへの参加や、イベント後の打ち上げ等のため公共交通機関・飲食店等を利用する際の密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を促す。可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること。

⑮ ガイドライン遵守の徹底及び公表

業種別ガイドライン及び本ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨をホームページ等で公表すること。

⑯ 「RICCA来場記録用QRコード」の掲示

参加者に対して「RICCA」登録の周知徹底を行い、当日の会場入口(事前告知媒体を含む)においてイベントの「来場記録用QRコード」を掲示し、読み取りを促すこと。なお、「RICCA」未登録の場合、「来場記録用QRコード」を2回読み取ることで、登録及び来場記録が可能である。

⑰ ワクチン接種、または事前のPCR検査での陰性確認の勧奨

参加者に対して、事前のワクチン接種またはPCR検査での陰性確認を勧奨すること。

※このガイドラインは、**新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項、第31条の6及び第45条第1項**に基づき、協力をお願いするものです。